平成２３年（フ）第６７号
鳥取県鳥取市西今在家85番地８
破産者　濱田　　実
１　決定年月日　平成23年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３６号
広島県福山市水呑町4805番地、旧住所広島県福山市光南町３丁目２番24―903号
破産者　赤松日出樹
１　決定年月日　平成23年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第５０１号
大分市大字猪野957番地の４　山九猪野社宅Ｓ15―301、開始決定時の住所大分市明野北３丁目３番17号
破産者　三田　智世（旧姓高木）
１　決定年月日　平成23年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３１２号
北海道旭川市永山５条24丁目４番５号　フジアパート２―Ｂ号
破産者　原　　卓夫
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５２号
北海道雨竜郡北竜町字和８番地の１
破産者　伊藤　秀司
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２８号
北海道釧路郡釧路町中央９丁目35番地
破産者　小茄子川親志
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第５０号
青森県三沢市中央町４丁目３番33号　コーポ坂下Ａ号
破産者　立﨑　英介
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第６３号
青森県上北郡おいらせ町住吉３丁目50番地324　田高マル子貸家３
破産者　佐藤　文子
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第６５号
青森県十和田市東二十二番町７番16号　Ｍ・ＴハウスＨ
破産者　石田　久子
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１３７号
横浜市戸塚区戸塚町1745、旧住所秋田県横手市駅南１丁目４番37号
破産者　高橋　孝彦
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第４２２号
茨城県つくばみらい市谷井田2033番地１、前住所茨城県つくばみらい市伊奈東80番地174
破産者　小川　喜幸
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３４号
茨城県牛久市刈谷町５丁目24番地６
破産者　中村　義孝
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５号
茨城県牛久市刈谷町５丁目24番地６
破産者　中村　久美
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６８号
群馬県安中市板鼻3316番地１
破産者　関口　俊一
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３０２号
群馬県藤岡市下戸塚82番地３　クレスト藤岡105号
破産者　中島　真一
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２０１号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾4106番地13
破産者　及川　哲男
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１１８１号
横浜市港北区日吉本町２丁目36番６号
破産者　林　衞吾郎
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４号
山梨県富士吉田市竜ケ丘１丁目13番24号　フジハイツ103号室
破産者　大垣　智博
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
岐阜県大垣市二葉町２丁目11番地１　美国マンション103
破産者　佐野　芳典
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係